「IP 防犯ネット」情報　Vol.37

平成 23 年 12 月 26 日
石川県警察本部
生活安全企画課

11 月末現在、石川県内の刑法犯認知件数は 7,546 件(暫定値)です。その内、窃盗犯の認知件数は 6,358 件、全体の約 84.3%となっています。Vol.36 では車上ねらいと部品ねらいを取り上げましたので、今回は万引きを見てみましょう。

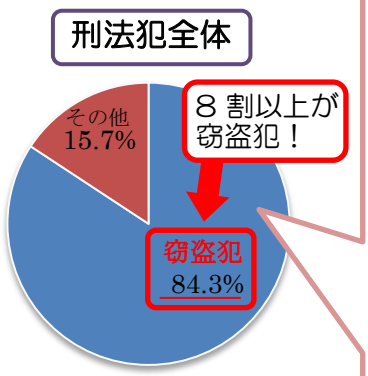

平成 23 年 11 月末現在
刑法犯認知件数全体における窃盗犯の割合

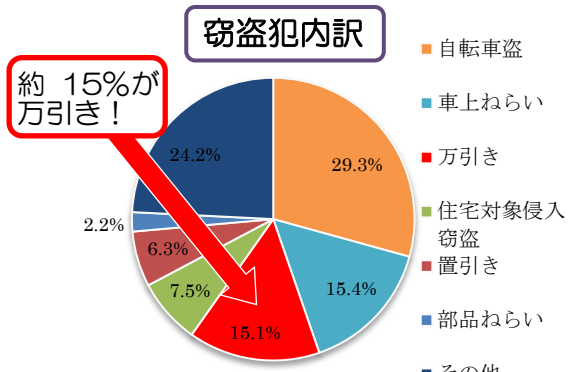

平成 23 年 11 月末現在

万引きは幅広い年齢層で広がっています

右のグラフは、平成 23 年 11 月末現在の年代別万引き検挙・補導状況です。
20 歳未満が 31.3%と大きな割合を示し、すべての層で万引きが広がっていることが分かります。

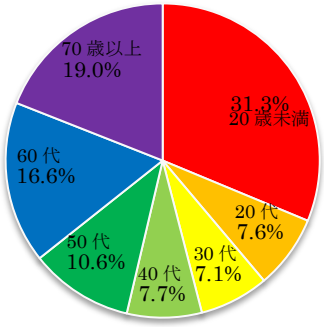

平成 23 年 11 月末現在
年代別万引き検挙・補導状況　※触法含む

万引きは　しない　させない　見逃さない

万 引 き は 犯 罪 で す

万引きは窃盗罪に問われます。

窃盗罪(刑法第 235 条)
10 年以下の懲役
又は
50 万円以下の罰金

万引きをなくすために、商品配列、店舗構造の工夫、万引きを発見した場合の警察への届け出等、お店の人と警察が協力し合っています。
もしも不審な人を見つけたら、放っておかずお店の人に知らせて犯罪を防止しましょう。